

熊本県認知症疾患医療センター指定及び運営要項

第1 目的

この要項は、県が設置する認知症疾患医療センター（平成26年7月9日老発0709第3号厚生労働省老健局長通知「認知症施策等総合支援事業の実施について」別添2に定める認知症疾患医療センターをいう。）（以下「センター」という。）が、その事業として、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることが求められるため、センターの適切な指定及び運営に当たって必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業の実施

県は、知事が指定した病院又は診療所でセンターを設置し、その事業を行うものとする。ただし、当該病院又は診療所は、事業の内容に応じて、その一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

なお、指定の際には厚生労働大臣あてに届け出るものとする。

第3 センターの構造

センターは、地域拠点型及び連携型を統括する基幹型と、地域の拠点となる地域拠点型及び連携型の2層構造とする。

第4 設置基準

センターは、その類型に応じ、該当する次の（1）から（3）まで及び（4）の①から③までについて、それぞれの基準を満たすものとする。

（1）基幹型

基幹型は、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとするが、②に係る稼働についてはこの限りではない。

① 専門医療機関としての要件

ア 専門医療相談が実施できる専門の部門（以下「医療相談室」という。）を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その態勢が確保されていること。

イ 人員配置について、以下の（ア）から（ウ）を満たしていること。

（ア）専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については申請時に明記すること。）を有する医師

が1名以上配置されていること。

(イ) 公認心理師又は臨床心理師等の専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

(ウ) 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、院内における精神科及び一般身体科の連携の確保、専門医療施設との調整、地域包括支援センター等との連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整、診断後の相談支援など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センター等との連絡調整及び医療相談室の業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

ウ 検査体制について、以下を満たしていること。

(ア) 鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。

(イ) 脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

エ 認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

② 身体合併症に対する救急医療機関としての要件

ア 身体合併症に対する救急・急性期医療に対応することが可能な体制が確保されていること。具体的には、救命救急センターを有するなど、身体合併症に係る三次救急医療又は二次救急医療について地域の中核としての機能を有すると知事が認めるものとする。

イ ①アに定める医療相談室が中核となって、認知症患者に対する救急医療の支援、リエゾンチーム等による一般病床に入院する認知症の人への精神科的ケースワークの実施、院内における研修会の開催等を通じて、精神科と一般身体科との院内連携が確保されていること。

ウ 上記の体制が確保されていることを前提として、休日、夜間における身体合併症やせん妄、妄想等の重篤な行動・心理症状を有する救急・急性期患者に対応するため、空床（当該病院の実状に応じ精神病床、一般病床のいずれも可とする）を確保すること。

③ 地域連携推進機関としての要件

ア 地域の連携体制強化のため、県医師会・熊本市医師会・郡市医師会などの保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者、地域包括支援センター職員等から組織された医療介護連携等のための会議等を組織し、地域の認知症に関する支援体制づくりに関する検討等を行うこと。

イ 地域への認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発等を必要に応じて行うほか、地域住民からの認知症に関する一般相談対応等を行うこと。

ウ 認知症サポート医養成研修や、かかりつけ医等に対する研修の実施状況等を踏まえつつ、こうした認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター等の関係機関の職員、認知症の人の家族や地域住民等を対象とする研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。

④ 事業の着実な実施に向けた取組の推進機能

第13(1)から(3)の県の責務等について、県及び熊本市と連携し、これらの取組を推進する中核的なセンターとして、その取組の推進が図られるようにすること。

具体的には、第13(1)の県認知症疾患医療連携協議会の運営、第13(2)の事業の取組に関する評価等の実施、第13(3)のセンター事業に携わる職員の研修等の推進に当たっては、基幹型に期待される役割・専門性を踏まえた積極的な関与を図ること。

(2) 地域拠点型

地域拠点型は、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとする。

① 専門医療機関としての要件

ア 医療相談室を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その態勢が確保されていること。

イ 人員配置について、以下の(ア)から(ウ)を満たしていること。

(ア) 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験(具体的な業務経験については申請時に明記すること。)を有する医師が1名以上配置されていること。

(イ) 公認心理師又は臨床心理師等の専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

(ウ) 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されている

こと。

なお、医療相談室は、院内における精神科及び一般身体科の連携の確保、専門医療施設との調整、地域包括支援センター等との連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整、診断後の相談支援など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センター等との連絡調整及び医療相談室の業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

ウ 検査体制について、以下を満たしていること。

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。

ただし、磁気共鳴画像装置（MRI）を有していない場合は、それを活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

なお、コンピュータ断層撮影装置（CT）については、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療提供を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがコンピュータ断層撮影装置（CT）を有しているとみなすこととする。

また、上記に加え、脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

エ 認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、以下の（ア）又は（イ）のいずれかを満たしていること。

（ア）認知症疾患の行動・心理症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院であり、重篤な身体合併症に対して、入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）。

（イ）身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症疾患の行動・心理症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）。

② 地域連携推進機関としての要件

(1) ③と同様の要件を満たすこと。

なお、基幹型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合においては、この限りではない。

(3) 連携型

連携型は、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとする。

① 専門医療機関としての要件

ア 専門医療相談が実施できる体制が確保されていること。

イ 人員配置について、以下の要件を満たしていること。

(ア) 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については申請時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

(イ) 認知症の専門医療相談や神経心理検査等について一定程度の知識及び技術を修得している看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等が1名以上配置されていること。

ウ 検査体制について、以下の要件を満たしていること。

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制としてのコンピュータ断層撮影装置（CT）、磁気共鳴画像装置（MRI）及び脳血流シンチグラフィ（SPECT）を他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）により活用できる体制が整備されていること。

エ 連携体制について、以下の要件を満たしていること。

認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病院又は精神科病院との連携体制（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）を確保していること。

② 地域連携推進機関としての要件

(1) ③と同様の要件を満たすこと。

なお、基幹型又は地域拠点型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合においては、この限りではない。

(4) 上記以外の基準について

① 基幹型

ア 認知症に関する高度の専門性を持った精神科を有する許可病床100床以

上で少なくとも内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科の5科を含む診療科を有し、県下の認知症に関する中核的役割を担い指導力を発揮できる病院であること。

イ 地域拠点型及び連携型からの医療相談や症例研究に対応できる認知症に関する高度な知見と経験を有する医師が所属する医療機関であること。

ウ 地域拠点型及び連携型だけでなく、認知症の専門医等を指導することができる高度な専門性を有する医師が所属すること。

② 地域拠点型

ア 認知症の症状が精神症状を伴うため、原則として認知症に関する専門性を有する精神科病院とする。

イ 当該センターは地域バランスを考慮して複数箇所設置するものとする。

ウ 認知症サポート医等が存在し、認知症に関する専門性が高い精神科病院等であること。

エ 認知症に関する医療相談の実績があること。

オ 認知症医療に関する地域連携に積極的に取り組んでいること。

カ 圏域市町村の地域包括支援センターと連携が十分に取れていること。

③ 連携型

ア 認知症サポート医等が存在し、認知症に関する専門性が高い病院又は診療所であること。

イ 認知症に関する医療相談の実績があること。

ウ 認知症医療に関する地域連携に積極的に取り組んでいること。

エ 圏域市町村の地域包括支援センターと連携が十分に取れていること。

第5 申請

センターの指定を受けようとする医療機関の開設者等（以下「申請者」という。）は、認知症疾患医療センター指定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）を添えて、知事に申請するものとする。

第6 指定

知事は、前項の申請内容が、第4の設置基準を満たすとともに、各地域の実情等に応じ設置が適当と認める場合は、センターとして指定するものとし、申請者に対し、認知症疾患医療センター指定書（様式第3号）を交付するものとする。

第7 指定期間

指定期間は、知事が別に定めるものとする。

第8 変更届

センターとして指定された医療機関の開設者等は、申請書記載事項に変更があ

った場合は、認知症疾患医療センター申請事項変更届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

第9 指定の辞退・取り消し

（1）辞退

センターとして指定された医療機関の開設者等は、指定を辞退する場合は、認知症疾患医療センター辞退届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（2）取り消し

知事は、センターが第4の設置基準を満たさなくなった場合、又は運営において重大な支障があると認めた場合は、指定を取り消すことができる。

この場合、知事は、認知症疾患医療センター指定取消書（様式第6号）により当該医療機関の開設者等に対し通知するものとする。

第10 センターの業務内容

（1）基幹型

① 救急・急性期対応

空床の確保による休日、夜間の対応

② 専門医療相談

ア 初診前医療相談

（ア）地域拠点型及び連携型が行った初診前相談の困難ケースへの専門的指導、助言

（イ）医療機関等紹介

県全体の医療機関の状況を把握し、地域拠点型及び連携型の求めに応じ、て医療機関等に関する情報提供、助言等

イ 情報収集・提供

（ア）県内の地域拠点型及び連携型、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、保健所、福祉事務所等の連携情報の収集

（イ）地域拠点型及び連携型への情報提供

ウ 地域拠点型及び連携型、地域包括支援センターとの連携

地域拠点型及び連携型との連携並びに地域拠点型及び連携型を介した地域包括支援センターとの連携

③ 鑑別診断とそれに基づく初期対応

ア 事例検討会等により蓄積したノウハウに基づき、地域拠点型及び連携型が行う初期診断、鑑別診断への指導、助言

イ 事例検討会等により蓄積したノウハウに基づき、地域拠点型及び連携型に対する治療方針の指導、助言

ウ 医療機関の情報収集により、地域拠点型及び連携型に対する入院先紹介についての的確な情報提供

- エ 地域拠点型及び連携型での鑑別診断が困難なケースに対する鑑別診断
- ④ 認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応
- ア 地域拠点型及び連携型が抱える認知症の行動・心理症状と身体合併症の困難ケースに対する初期診断・治療（急性期入院医療を含む。）
- イ 認知症の行動・心理症状及び身体合併症の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報の把握と医療機関との連携支援
- ⑤ かかりつけ医等への研修会の開催
- ア 地域拠点型及び連携型の医師等を対象にした認知症に関する事例検討会等の企画及び開催
- イ かかりつけ医を始めとする保健医療関係者等への認知症に関する知識の向上を図るための研修会の企画及び開催
- ⑥ 医療介護連携等のための会議等の開催
- 地域の保健医療関係者、福祉関係者、地域包括支援センターなどの介護関係者、有識者等から組織された地域の支援体制構築に資するための会議等の開催
- ⑦ 情報発信
- 認知症医療に関する情報発信企画及び情報の発信
- ⑧ 診断後等支援機能
- 認知症の人や家族が、診断後であっても、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるとともに円滑な日常生活を過ごせるよう、かかりつけ医等の医療機関の他、介護支援専門員等地域の介護に関する関係機関、地域包括支援センター等との連携の推進を図るため、センターは地域の実情や必要に応じて、以下のような取組を行う。
- ア 診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援
- かかりつけ医等の医療機関や地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携の上、地域の実情や必要に応じて、診断後や症状増悪時において、認知症の人や家族における、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の必要と認められる能力を有する専門的職員をセンターに配置し、必要な相談支援を実施
- イ 当事者等によるピア活動や交流会の開催
- 既に認知症と診断された認知症の人やその家族による、ピアカウンセリングなどのピアサポート活動の実施
- ⑨ アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等機能
- アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療を行うに際して、認知症の人や家族からの当該治療についての相談対応・支援、地域の医療機関からの相談対応、また、地域の医療機関等と連携し、アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療の適応外である者への支援等

- ⑩ 事業の着実な実施に向けた取組の推進
県及び熊本市と連携し、第13に定める以下の取組を支援する。
 - ア 県認知症疾患医療連携協議会の設置及び運営
 - イ 事業の取組に関する評価等の実施
 - ウ センター事業に携わる職員の研修等の推進

(2) 地域拠点型及び連携型

- ① 専門医療相談
 - ア 初診前医療相談
 - (ア) 患者家族等の電話・面談・照会
 - (イ) 医療機関等紹介
 - イ 情報収集・提供
 - かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、保健所、福祉事務所等との連絡調整
- ② 鑑別診断とそれに基づく初期対応
 - ア 初期診断
 - イ 鑑別診断
 - ウ 治療方針の選定
 - エ 入院先紹介
 - オ かかりつけ医等との診療情報の共有
- ③ 認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応
 - ア 認知症の行動・心理症状と身体合併症の初期診断・治療（急性期入院医療を含む。）
 - イ 認知症の行動・心理症状及び身体合併症の急性期入院医療を要する認知症疾患患者の他の医療機関との連携
- ④ 認知症医療に関する地域支援体制の構築
 - 医療介護連携等のための会議等の開催及びかかりつけ医や介護事業者等の認知症に関する知識の向上を図るための事例検討会等の開催
- ⑤ 情報発信
 - 認知症医療に関する情報等を地域で発信
- ⑥ 診断後等支援機能
 - 認知症の人や家族が、診断後であっても、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるとともに円滑な日常生活を過ごせるよう、かかりつけ医等の医療機関の他、介護支援専門員等地域の介護に関する関係機関、地域包括支援センター等との連携の推進を図るため、センターは地域の実情や必要に応じて、以下のような取組を行う。
 - ア 診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援
 - かかりつけ医等の医療機関や地域包括支援センター等の地域の関係機

関と連携の上、地域の実情や必要に応じて、診断後や症状増悪時において、認知症の人や家族における、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の必要と認められる能力を有する専門的職員をセンターに配置し、必要な相談支援を実施
イ 当事者等によるピア活動や交流会の開催

既に認知症と診断された認知症の人やその家族による、ピアカウンセリングなどのピアサポート活動の実施

- ⑦ アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等機能
アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療を行うに際して、認知症の人や家族からの当該治療についての相談対応・支援、地域の医療機関からの相談対応、また、地域の医療機関等と連携し、アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療の適応外である者への支援等

第11 事業計画

- (1) センターは、第10に定める業務を実施しようとするときは事業計画書（様式第2号）を作成するものとする。
(2) センターは、前項の事業計画書を、第5に定める申請のとき、又は毎年度、別に指定するときまでに、知事に提出しなければならない。

第12 実績報告

センターは、毎年度の事業終了後、当該年度の事業実績報告書（様式第7号及び知事が別に定める書類）を速やかに知事に提出するものとする。

第13 県の取組事項（責務等）

- (1) 県認知症疾患医療連携協議会の設置及び運営

県は、熊本市及び基幹型のセンターと連携の上、県医師会・熊本市医師会・郡市医師会などの保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者、地域包括支援センター職員等から組織された「県認知症疾患医療連携協議会」（熊本市を含めて開催すること。）を設置し、県内のセンターの事業の取組状況について共有する等、県内におけるセンターの事業の着実な実施に向けた取組に関する検討及び地域連携体制の推進を図る。

- (2) 事業の取組に関する評価等の実施

県は、熊本市及び基幹型のセンターと連携し、指定したセンターが実施する、第10の業務内容の実施状況について、以下の留意する項目を参考としつつ、情報収集・分析を行うとともに、地域の実情を踏まえた評価を行い、必要な課題等の抽出及びその解決に向けた取組等の検討を行う。

なお、当該検討に当たっては（1）の県認知症疾患医療連携協議会等の活用を図るなど地域の保健・医療・介護関係者との連携を図る。また、県は、毎年度、

別に定めるところにより、各センターの事業実施状況を厚生労働省老健局長に報告する。

(取組に関する評価等の実施に当たって留意する項目)

① 専門的医療機関としての機能

- ア 認知症原因疾患別の鑑別診断の実施
- イ 治療方針の選定に関すること(他医療機関への紹介等を含む)
- ウ 認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期対応に関すること
- エ 専門医療相談の実施
 - ・相談方法(電話、面接、訪問別相談の実施 等)
 - ・相談件数
 - ・相談応需マニュアルの整備 等

② 地域連携拠点としての機能

- ア 医療介護連携等のための会議等の運営状況
- イ 研修会の開催状況

③ 診断後等支援としての機能

- 診断後の相談支援の実施
 - ・相談対象者及び相談方法
 - ・相談内容
 - ・関係機関との連携状況 等

④ アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援機関としての機能

- ・アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療実施状況
- ・地域の医療機関との連携状況 等

⑤ その他事業評価に必要な又は参考とする項目として知事が別に定めるもの

(3) センター事業に携わる職員の研修等の推進

県は、熊本市及び基幹型のセンターと連携し、(2)の結果等を踏まえ、事業の推進を図る上で必要な、センター職員を対象とした研修(事例検討等を含む)の企画等を行う。

第14 帳簿等

センターは、相談記録簿等必要な帳簿を備えるものとする。

第15 秘密の保持

センター職員は、在職中及びその職を離れた後も、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第16 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年3月3日から施行し、平成26年7月2日から適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行日前に第6の指定によって現に診療所型センターの指定を受けている診療所は、この要項施行日以降、その指定期間の間、連携型センターの指定を受けているものとみなす。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年5月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年6月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。